

【訂正情報】

商品コード：110-4957

マイナンバー実務検定公式テキスト

◎本書の記述において下記のような誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

【2016年7月5日】

刷	頁	(訂正箇所)	(訂正前)	(訂正後)
↓本文				
1	p23	下から8行目	第1編 1-7 (p43) を参照	第1編 1-7 (p42) を参照
1	p25	(2)番号法関連の政省令 ・政令 3行目	番号法利用施行令	番号利用法施行令
6	p49	図 2-1 個人情報保護法制と番号法の 関係	※以下のとおり差し替え 	
1	p64	①個人番号の暗号化 3行目	個人番号を暗号化しても、	個人番号については、
		①個人番号の暗号化 4行目	〔番号法〕2条8項カッコ書)に	〔番号法〕2条8項カッコ書)も個人番号に
1	p71	3行目	7-2(p241～)	7(p238～)
6	p99	下から2行目	個人番号関係事務実施者である	個人番号関係事務実施者である
1	p101	【個人番号の提供を求めることができる時点】 ・従業員等 2行目	(給与の支払いのときではなく)	(給与の支払いのとき等ではなく)
6	p121	本人の番号確認 対面④4号5行目	・源泉徴収書	・源泉徴収票
1	p131	下から3行目	当該書類に個人番号を～	税務署提出用については個人番号を～
		下から2行目～	税務署及び本人に	税務署に
1	p132	3行目～	交付義務があり、いずれにも個人番号を記載する～	交付義務があるが、支払調書の方には個人番号を記載する～
		5行目	税務署及び本人に	税務署に
1	p138	<注>	※以下のとおり差し替え 〈注〉2015年10月2日の所得税法施行規則の改正により、本人交付用の源泉徴収票や支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書等)は個人番号を記載しないことになりました(後述⑦-A)。ただし、本人が保有個人データの開示の求め(個人情報法25条)により、本人の個人番号を記載した源泉徴収票等の写しの交付を求めることは可能とされています。また、本人に対する交付義務のない支払調書等(後述⑦-B)を本人に交付していない場合に、本人から「写し」の交付・送付を求められる場合は考えられます。	

【訂正情報】

商品コード：110-4957

マイナンバー実務検定公式テキスト

刷	頁	(訂正箇所)	(訂正前)	(訂正後)																					
↓本文																									
1	p140	10行目最後尾に追加 下から8行目		支払調書についても、同様に解することができます。 審査等の場合には																					
1	p147	【契約の規程等に盛り込まなければならない事項】	・再委託の条件、	・再委託の条件																					
6	p164	安全管理措置 (2)人的安全管理措置の手法	講じなければならない 物理的安全管理措置 (本則)	講じなければならない 人的安全管理措置 (本則)																					
6	p165	④個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄と記録の保存 9行目	個人番号部分を復元できない度に	個人番号部分を復元できない程度に																					
6	p166	安全管理措置 (4)技術的安全管理措置の手法	講じなければならない 物理的安全管理措置 (本則)	講じなければならない 技術的安全管理措置 (本則)																					
4	p166	安全管理措置 (4)技術的安全管理措置の手法	③外部からの不正アクセス等の防止 アクセス制御	③外部からの不正アクセス等の防止																					
6	p211	図 2-17 個人情報保護法制と番号法の関係	<p>※以下のとおり差し替え</p>																						
1	p241	個人番号と法人番号の比較	<p>※以下のとおり差し替え</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人番号</th> <th>個人番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桁数</td> <td>13ケタ(すべて数字)</td> <td>12ケタ(すべて数字)</td> </tr> <tr> <td>送付場所</td> <td>登記上の本店所在地に通知書を 送付</td> <td>住民票上の住所地に通知カードを 送付</td> </tr> <tr> <td>管轄</td> <td>国税庁</td> <td>総務省・市町村</td> </tr> <tr> <td>利用分野</td> <td>制限なし</td> <td>社会保障・税・災害対策</td> </tr> <tr> <td>取扱い</td> <td>利用制限なし</td> <td>法令が認める場合に限り、 取得・利用・保存・提供できる</td> </tr> <tr> <td>番号の公表等</td> <td>国税庁長官が法人等の ①名称、②所在地、③法人番号を インターネットで公表</td> <td>非公開(厳重取扱い)</td> </tr> </tbody> </table>			法人番号	個人番号	桁数	13ケタ(すべて数字)	12ケタ(すべて数字)	送付場所	登記上の本店所在地に通知書を 送付	住民票上の住所地に通知カードを 送付	管轄	国税庁	総務省・市町村	利用分野	制限なし	社会保障・税・災害対策	取扱い	利用制限なし	法令が認める場合に限り、 取得・利用・保存・提供できる	番号の公表等	国税庁長官が法人等の ①名称、②所在地、③法人番号を インターネットで公表	非公開(厳重取扱い)
	法人番号	個人番号																							
桁数	13ケタ(すべて数字)	12ケタ(すべて数字)																							
送付場所	登記上の本店所在地に通知書を 送付	住民票上の住所地に通知カードを 送付																							
管轄	国税庁	総務省・市町村																							
利用分野	制限なし	社会保障・税・災害対策																							
取扱い	利用制限なし	法令が認める場合に限り、 取得・利用・保存・提供できる																							
番号の公表等	国税庁長官が法人等の ①名称、②所在地、③法人番号を インターネットで公表	非公開(厳重取扱い)																							
2	p248	罰則の内容 最終行に文章追加		なお、番号法が規定する罰則は故意犯です(過失による漏えい等が処罰されることはない)。																					

【訂正情報】

商品コード：110-4957

マイナンバー実務検定公式テキスト

刷	頁	(訂正箇所)	(訂正前)	(訂正後)
↓本文				
6	p254	1 段階的な施行①	交付の日	公布の日
2	p259	凡例	国税庁FAQ 「国税分野におけるFAQ」(国税庁)	国税庁マイナンバーFAQ 「社会保障・税番号制度<マイナンバー> FAQ」(国税庁)
			法人番号FAQ 「法人番号の制度に関するFAQ」 (国税庁)	削除